様式6　理事会議事録（みなし理事会）

理事会議事録

○○○○協同組合

１．理事会の決議があったものとみなされた日　　　　　　　　　　　令和○年○月○日

２．理事会の決議があったものとみなされた事項の提案をした理事　　理事（長）　○○○○

３．議事録の作成に係る職務を行った理事　　　　　　　　　　　　　理事（長）　○○○○

議決事項

第１号議案　　○○○○の件

　○○○○については○○○○とする。

第２号議案　　○○○○の件

　○○○○については○○○○とする。

　令和○年○月○日、理事（長）○○○○が理事全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該事案につき、○月○日○時、理事の全員から書面により同意の意思表示を得、中小企業等協同組合法第３６条の６第４項に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

　上記の通り、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、中小企業等協同組合法第３６条の６第４項及び同法施行規則第６６条第４項第１号に基づき本議事録を作成し、理事全員が次に記名押印する。

令和○年○月○日

　理 事 長　　　○○○○　㊞

（代表理事）

　理　　事　　　○○○○　㊞

　理　　事　　　○○○○　㊞

※「１．理事会の決議があったものとみなされた日」は全員の同意が確認された日以降となります。

※みなし理事会では、議事録への記名押印は法定されていませんが、代表理事の選定を行った理事会議事録は登記申請にも使用されますので、登記申請を考慮して押印する必要があります（11ページ参照）。

※みなし理事会で代表理事を選定した場合、理事会議事録に「当選者は代表理事への就任を承諾した」旨の記載をしても、登記申請の際には就任承諾書の添付が必要になります。